

日進市6次産業化支援事業補助金交付要綱

令和 3 年 2 月 17 日
要 綱 第 22 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、6次産業化による新商品開発及び販路開拓を支援するため、農業者、中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、日進市補助金等交付規則（昭和56年日進町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 日進市内で農業（畜産業を含む。以下同じ。）を営む者若しくはこれらの者で組織する団体又は日進市内で農業を営む農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で市内に事務所を有するもの、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人で市内に事務所を有するもの又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学をいう。
- (3) 6次産業化 次のいずれかの取組をいう。
 - ア 農業者及び中小企業者等が連携し、互いの経営資源を有効に活用し、商品開発又は販路開拓を行う取組
 - イ 農業者が自ら生産した農産物を活用し、商品開発、加工又は販売を実施する取組
 - ウ 中小企業者等が農業者の生産した農産物を活用し、商品開発、加工又は販売を実施する取組

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 6次産業化を実施する農業者、中小企業者等その他市長が適当と認める者であって市長が別に定める公募要領に従って事業計画の採択を受けたもの
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないもの

(交付対象事業、補助対象経費、補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、別表第1に掲げる事業とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額等は、別表第

2に掲げるものとする。ただし、当該補助対象経費に対して国、他の地方公共団体その他の機関から補助金等が交付され、又は交付されることが見込まれる場合は、当該補助金等を控除して算出した額を補助対象経費とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日進市6次産業化支援事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、日進市6次産業化支援事業補助金交付・不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするときは、速やかに日進市6次産業化支援事業補助金交付変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、日進市6次産業化支援事業補助金交付変更決定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに日進市6次産業化支援事業補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、日進市6次産業化支援事業補助金確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、速やかに日進市6次産業化支援事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、規則第11条第2項の規定に基づき、補助金の全部又は一部を概算交付することができる。

4 前項の規定により補助金の全部又は一部の概算交付を受けようとする交付決定者は、第1項の請求書を市長に提出しなければならない。

5 前項の規定により補助金の概算交付を受けた交付決定者は、当該補助を受けた事業が完了したときは、第8条の実績報告書と併せて、日進市6次産業化支援事業補助金精算書を市長に提出しなければならない。

(報告)

第11条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対

し、必要な報告を求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 第9条に規定する補助金の額の確定により、補助金の交付額に残額が生じたとき。

(2) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。

(3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付手続きに関し不正行為があったとき。

(4) 補助金の交付に関し、必要な書類等を提出しないとき。

(5) その他市長が補助金を交付することが不相当であると認めるとき。

(様式)

第13条 この要綱の規定により使用する様式は、別に定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

事業名称	事業内容
新商品開発事業	6次産業化により新商品、新サービス等の研究開発を行う事業
販路開拓事業	6次産業化により開発した新商品、新サービス等の商談を目的とした展示会出展若しくは企業訪問又は新たな流通経路の開発を行う事業

別表第2

事業名称	補助対象経費	補助金の額	備考
新商品開発事業	原材料費、消耗品費、機械装置等借上費、外注加工費、専門家謝礼、開発費（技術コンサルタント料、デザイン料、システム開発費、試作費、実験費、設計費等）、知的財産権の取得に要する経費、マーケットリサーチ費その他事業に必要であると市長が認める経費	10万円を限度とし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）	1事業1年度につき、1回のみ。

販路開拓 事業	広告宣伝費（宣伝資材の作成費、ホームページ作成費等）、展示会 出展費（出展料、運搬費、宣伝用 ビラ・ポスター・リーフレット作 成費、展示用什器費等）その他事 業に必要であると市長が認める経 費	
------------	---	--